

屋外広告物規制の見直しについて

平成23年9月26日
都市整備部

1 目的

当市の屋外広告物条例は、平成20年度の中核市移行に伴い、屋外広告物事務が岩手県より移譲された際、移譲後の事務を円滑に実施する必要があったことから岩手県屋外広告物条例に準じて制定されたものです。

当市では、平成21年10月から適用した市景観計画において、屋外広告物に関する基本方針を定めたところであり、その方針を踏まえ、屋外広告物規制について見直しを行おうとするものです。

なお、岩手県では、県景観計画に沿った区域区分等の見直しなど、屋外広告物規制を大幅に見直し、平成23年4月1日に施行しております。

2 見直しの内容

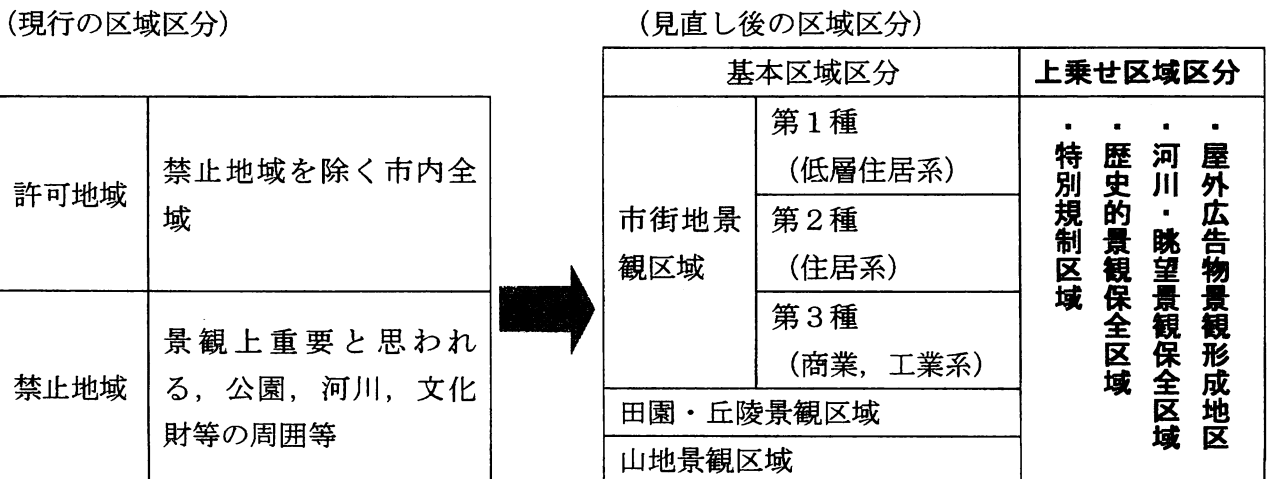
(1) 広告物の種類の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

現行の広告物種類のうち、分けて規制することの効果が低いものや、わかりづらいものを整理するものです。

(2) 区域区分の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

市景観計画における景観形成地域及び景観形成重点地域に則した区域区分に見直しを行うものです。

※ 現行制度では、屋外広告物の設置が禁止されている禁止地域と、許可を要する地域との二つの区域に区分しています。



※ 市街地景観区域、田園・丘陵景観区域、山地景観区域、歴史的景観保全区域、河川・眺望景観保全区域は、市景観計画に定めた区域区分と同様の区域です。(参考資料)

- (3) 建植広告物と建築物利用広告物の許可基準の見直しについて・・・・・・・・・・資料3
建植広告物と建築物利用広告物について、市景観計画の方針を踏まえ、区域ごとに許可基準を見直すものです。
- (4) 簡易広告物の許可基準の見直しについて・・・・・・・・・・資料4
資料4の改正内容とするものです。
- (5) 木製の広告物の許可期間の延長について
素材の耐久性を考慮し、木製の屋外広告物の許可期間を現行の6月以内から1年以内に延長します。
- (6) 許可、届出不要の広告物の追加について
公共的目的で設置する工事用看板、山火事注意看板を追加します。
- (7) 届出により広告物を設置できる団体の追加について
各地域の町内会、自治会を追加します。

※ 現在指定されている団体は、(社)岩手県交通安全協会、(社)岩手県防犯協会、盛岡市防犯協会及び日本赤十字社です。指定団体に指定されると、公共的目的で表示又は設置する広告物で基準に適合しているものは届出で設置できることとなります。

3 制度の新設

(1) 照明装置等のある広告物の規制について

- ア 田園・丘陵景観区域及び山地景観区域における照明装置のある広告物について、光の上方への照射を禁止します。
- イ 田園・丘陵景観区域及び山地景観区域において、電光ニュース板、電光広告その他の常時表示内容を変えることができる広告物（以下、電光表示広告物等という。）を用いた広告物を規制します。

(2) 集合広告物の基準の緩和について・・・・・・・・・・資料5

案内誘導広告物の乱立を防ぎ集合化を促すために、建植広告物と建築物利用広告物に限り複数の施設の案内誘導広告物を集合して設置する場合は、単独の案内誘導広告物を設置する場合に比べて許可基準を緩和します。

(3) 公益上やむを得ないと認められる広告物の特例について

基準に適合していない広告物の中で、公益上やむを得ないと認められるものについては、盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いたうえで許可できることとします。

(4) 違反対策の強化について

違反者（設置業者、広告主、管理者）に対し勧告できることとし、また、違反者の氏名の公表、違反物件に対する違反である旨の表示ができることとします。

(5) 屋外広告物景観形成地区の指定について

広告物の設置について、景観地区などの広告物を適正化するため特に必要と思われる地区を市長が屋外広告物景観形成地区に指定し、地区にあった独自の許可基準を定めることができることとします。

4 経過措置

(1) 条例改正前に許可を受けて表示している広告物で、改正後の設置基準に適合しないものは、その許可期間満了の日までは、引き続き掲出することができることとします。

(2) 簡易広告物以外の広告物について、条例改正前に許可を受けて表示している広告物で、改正後の設置基準に適合しないものの経過措置として、岩手県同様に10年間は、引き続き許可を受けて掲出することができることとします。

【見直しに伴う経過措置等】

	簡易広告物以外	簡易広告物
改正後も適合しているもの	更新が可能	更新が可能
改正後は不適合になるもの	10年間は更新が可能	現行の許可期間満了までは掲出可能 その後は要撤去

5 施行日等

(1) 施行日

平成24年4月1日

(2) 屋外広告物条例の改正

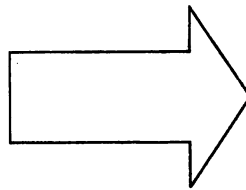
屋外広告物条例の一部を改正する条例を10月市議会に提案

資料1

広告物種類について

【現行】

はり紙
はり札
立看板
広告柱
広告幕, 広告旗及びのぼり
電柱そで看板
電柱巻付広告物
アドバルーン
アーチ広告物
建植広告物
広告板
そで看板
屋上広告物



【改正案】

はり紙	簡易広告物
はり札	
立看板	
広告旗及びのぼり	
電柱そで看板	
電柱巻付広告物	
アドバルーン	
建植広告物	建築物利用広告物
広告板	
そで看板	
屋上広告物	

【改正案】

1 基本となる区域区分

区域区分	名称	掲出可能な広告物		
		自家用	案内	一般 ※1
第1種低層住居専用, 第2種低層住居専用, 風致地区, 特別緑地保全地区, 生産緑地地区, 市街化区域以外の市街地景観地域	第1種市街地景観区域	○	○	×
第1種中高層住居専用, 第2種中高層住居専用, 第1種住居	第2種市街地景観区域	○	○	△ ※2
第2種住居, 準住居, 商業, 近隣商業, 工業, 準工業, 工業専用	第3種市街地景観区域	○	○	○
市景観計画の田園・丘陵景観地域	田園・丘陵景観区域	○	○	×
市景観計画の山地景観地域	山地景観区域	○	○	×

2 上記区域区分に上乗せする区域（これまでの禁止地域相当）

区域区分	名称	掲出可能な広告物		
		自家用	案内	一般
市民農園, 保安林, 緑地・都市公園, 一団地の官公庁施設, 保存樹・保存樹林, 河川, 湖沼, 溪谷, 高原, 山岳, 空港, 駅前広場, 交通の安全のため指定, 官公署等	特別規制区域	○	○	×

3 盛岡市が独自に上乗せする区域（景観形成重点地域等）

区域区分	名称	掲出可能な広告物		
		自家用	案内	一般
市景観計画の歴史景観地域（参考資料）, 文化財の周囲, 保護庭園, 保存樹木, 保存建造物, 環境保護地区, 環境緑化地区, 伝統的建造物群保存地区	歴史的景観保全区域	○	○	×
市景観計画の河川景観保全地域, 眺望景観保全地域	河川・眺望景観保全区域	○	○	×
景観上重要な地域として特に市長が指定する地域（景観地区等）	屋外広告物景観形成地区	○	○	×

※1 一般とは、自家用広告物や案内誘導広告物ではなく、単に商品や会社のPRのみの広告物である。

※2 簡易広告物のみ掲出が可能とする。

【現行】

内容	区域区分	掲出可能な広告物		
		自家用	案内	一般
第1種低層住居専用, 第2種低層住居専用, 景観地区, 特別緑地保全地区, 生産緑地地区, 伝統的建造物群保存地区, 市民農園, 文化財の周囲, 保安林, 道路, 鉄道, 軌道, 索道, 緑地・都市公園, 一団地の官公庁施設, 保存樹・保存樹林, 保護庭園, 保存樹木, 保存建造物, 環境保護地区, 環境緑化地区, 河川, 湖沼, 溪谷, 高原, 山岳, 空港, 駅前広場, 交通の安全のため指定, 官公署等	禁止地域	○	○	×
禁止地域以外の全ての地域	許可地域	○	○	○

資料3

建植広告物（自家用広告物）について

【改正案】

1 基本となる区域区分

区域区分	高さ	投影面積※1	相互間距離
第1種市街地景観区域	10m	10㎡	制限なし
第2種市街地景観区域	10m	20㎡	制限なし
第3種市街地景観区域	20m	30㎡	制限なし
田園・丘陵景観区域	10m	10㎡ (2㎡)	制限なし
山地景観区域	10m	10㎡ (2㎡)	制限なし

2 上記区域区分に上乗せする区域（これまでの禁止地域相当）

区域区分	高さ	投影面積※1	相互間距離	
特別規制区域	第1種市街地景観区域	10m	10㎡	制限なし
	第2種市街地景観区域	10m	20㎡	制限なし
	第3種市街地景観区域	20m	30㎡	制限なし
	田園・丘陵景観区域	10m	10㎡ (2㎡)	制限なし
	山地景観区域	10m	10㎡ (2㎡)	制限なし

3 盛岡市独自に上乗せする区域（景観形成重点地域等）

区域区分	高さ	投影面積	相互間距離
歴史的景観保全区域	10m	10㎡	制限なし
河川・眺望景観保全区域	眺望及び仰角の高さ制限を上乗せ（資料6）		
屋外広告物景観形成地区	地区毎に基準を上乗せ		

※1 （ ）内は電光表示広告物等の許可基準である。

【現行】

区域区分	高さ	投影面積	相互間距離
禁止地域	制限なし	30㎡	合計表示面積の1/20
許可地域			

建植広告物（案内誘導広告物）について

【改正案】

1 基本となる区域区分

区域区分	対象からの距離※1	個数	高さ	投影面積	相互間距離
第1種市街地景観区域	10km	※2	5m	2㎡	制限なし
第2種市街地景観区域	10km	※2	5m	5㎡	制限なし
第3種市街地景観区域	制限なし	制限なし	20m	30㎡	制限なし
田園・丘陵景観区域	10km	※2	5m	2㎡ (2㎡)	制限なし
山地景観区域	10km		5m	2㎡ (2㎡)	制限なし

2 上記区域区分に上乗せする区域（これまでの禁止地域相当）

区域区分	対象からの距離※1	個数	高さ	投影面積	相互間距離
特別規制区域	10km	※2	5m	2㎡ (2㎡)	制限なし

3 盛岡市独自に上乗せする区域（景観形成重点地域等）

区域区分	対象からの距離※1	個数	高さ	投影面積	相互間距離
歴史的景観保全区域	10km	※2	5m	2㎡ (2㎡)	制限なし
河川・眺望景観保全区域	眺望及び仰角の高さ制限を上乗せ（資料6）				
屋外広告物景観形成地区	地区毎に基準を上乗せ				

※1 対象からの距離は、対象施設から10km以内でなければ案内誘導広告物を設置できないことという意味である。

※2 個数は第3種市街地景観区域を除く区域における、案内誘導を目的とした、建植広告物及び建築物利用広告物の合計の個数が6個以内とする。

【現行】

区域区分	対象からの距離	個数	高さ	投影面積	相互間距離
禁止地域	制限なし	4個	制限なし	2㎡	合計表示面積 の1/20
許可地域		制限なし		30㎡	

建植広告物（一般広告物）について

【改正案】

1 基本となる区域区分

区域区分	高さ	投影面積	相互間距離
第1種市街地景観区域	禁止		
第2種市街地景観区域	禁止		
第3種市街地景観区域	20m	30㎡	制限なし
田園・丘陵景観区域	禁止		
山地景観区域	禁止		

2 上記区域区分に上乗せする区域（これまでの禁止地域相当）

区域区分	高さ	投影面積	相互間距離
特別規制区域	禁止		

3 盛岡市独自に上乗せする区域（景観形成重点地域等）

区域区分	高さ	投影面積	相互間距離
歴史的景観保全区域	禁止		
河川・眺望景観保全区域	眺望及び仰角の高さ制限を上乗せ（資料6）		
屋外広告物景観形成地区	地区毎に基準を上乗せ		

【現行】

区域区分	高さ	投影面積	相互間距離
禁止地域	禁止		
許可地域	制限なし	30㎡	合計表示面積の1/20

建築物利用広告物（自家用広告物）について

【改正案】

1 基本となる区域区分

区域区分	高さ ※1	水平 突出	垂直突 出※2	投影面積※3	壁面割 合※4	屋上広告物の 表示面積※5	相互間距離
第1種市街地景観区域	21m	2m	1/3	30㎡	25%	120㎡	制限なし
第2種市街地景観区域	48m	2m	2/3	50㎡	25%	200㎡	制限なし
第3種市街地景観区域	51m	2m	2/3	300㎡	30%	1,200㎡	制限なし
田園・丘陵景観区域	21m	2m	1/3	30㎡ (2㎡)	20%	120㎡ (8㎡)	制限なし
山地景観区域	15m	2m	1/3	10㎡ (2㎡)	15%	40㎡ (8㎡)	制限なし

2 上記区域区分に上乘せする区域（これまでの禁止地域相当）

区域区分	高さ ※1	水平 突出	垂直突 出※2	投影面積※3	壁面割 合※4	屋上広告物の 表示面積※5	相互間距離	
特別 規制 区域	第1種市街地景観区域	21m	2m	1/3	30㎡	25%	120㎡	制限なし
	第2種市街地景観区域	48m	2m	2/3	50㎡	25%	200㎡	制限なし
	第3種市街地景観区域	51m	2m	2/3	300㎡	30%	1,200㎡	制限なし
	田園・丘陵景観区域	21m	2m	1/3	30㎡ (2㎡)	20%	120㎡ (8㎡)	制限なし
	山地景観区域	15m	2m	1/3	10㎡ (2㎡)	15%	40㎡ (8㎡)	制限なし

3 盛岡市独自に上乘せする区域（景観形成重点地域等）

区域区分	高さ ※1	水平 突出	垂直突 出※2	投影面積※3	壁面割 合※4	屋上広告物の 表示面積※5	相互間距離
歴史的景観保全区域	15m	2m	1/3	30㎡	15%	120㎡	制限なし
河川・眺望景観保全区域	眺望及び仰角の高さ制限を上乘せ（資料6）						
屋外広告物景観形成地区	地区毎に基準を上乘せ						

※1 地上から広告物最上端までの高さの基準である。

※2 屋上広告物の設置位置の高さを基準として、その高さの1/3又は2/3まで突出可能とする。

※3 広告物一つについての投影面積（最大表示面の表示面積）の基準である。

※4 同一壁面に設置されている広告板及びそで看板の合計表示面積（自家用、案内誘導、一般全ての合計）の壁面積に対する割合の基準（屋上広告物を除く）である。

※5 一つの建築物あたりの屋上広告物の合計表示面積（自家用、案内誘導、一般全ての合計）である。

【現行】

区域区分	広告板				そで看板		
	高さ	面積	壁面割合	相互間距離	高さ	面積	水平突出
禁止地域	制限なし	30㎡	50%	合計表示面積 の1/20	車道4.5m以上 歩道2.5m以上	20㎡	2m
許可地域							
区域区分	屋上広告物						
	高さ	面積	壁面割合	垂直突出			
禁止地域	48m (商業地域51m)	制限なし	制限なし	20m以下 設置位置までの2/3 以下			
許可地域							

建築物利用広告物（案内誘導広告物）について

【改正案】

1 基本となる区域区分

区域区分	対象からの距離	個数	高さ	水平突出	垂直突出	投影面積	壁面割合※3	屋上広告物の表示面積※4	相互間距離
第1種市街地景観区域	10km	※1	21m	2m	※2	2㎡	25%	※2	制限なし
第2種市街地景観区域	10km	※1	48m	2m	2/3	5㎡	25%	200㎡	制限なし
第3種市街地景観区域	制限なし	制限なし	51m	2m	2/3	300㎡	30%	1,200㎡	制限なし
田園・丘陵景観区域	10km	※1	21m	2m	※2	2㎡	20%	※2	制限なし
山地景観区域	10km		15m	2m	※2	2㎡	15%		制限なし

2 上記区域区分に上乗せする区域（これまでの禁止地域相当）

区域区分	対象からの距離	個数	高さ	水平突出	垂直突出	投影面積	壁面割合※3	屋上広告物の表示面積※4	相互間距離
特別規制区域	10km	※1	15m	2m	※2	2㎡	25%	※2	制限なし
							25%		
							30%		
							20%		
							15%		

3 盛岡市独自に上乗せする区域（景観形成重点地域等）

区域区分	対象からの距離	個数	高さ	水平突出	垂直突出	投影面積	壁面割合※3	屋上広告物の表示面積※4	相互間距離
歴史的景観保全区域	10km	※1	15m	2m	※2	2㎡	15%	※2	制限なし
河川・眺望景観保全区域	眺望及び仰角の高さ制限を上乗せ（資料6）								
屋外広告物景観形成地区	地区毎に基準を上乗せ								

※1 個数は第3種市街地景観区域を除く区域における、案内誘導を目的とした、建植広告物及び建築物利用広告物の合計の個数が6個以内とする。

※2 屋上広告物を禁止する。

※3 同一壁面に設置されている広告板及びそで看板の合計表示面積（自家用、案内誘導、一般全ての合計）の壁面積に対する割合の基準（屋上広告物は除く）である。

※4 一つの建築物あたりの屋上広告物の合計表示面積（自家用、案内誘導、一般全ての合計）である。

【現行】

区域区分	対象からの距離	個数	高さ	投影面積	相互間距離
禁止地域	制限なし	4個	制限なし	2㎡	合計表示面積の1/20
許可地域		なし		30㎡	

建築物利用広告物（一般広告物）について

【改正案】

1 基本となる区域区分

区域区分	高さ	水平突出	垂直突出	投影面積	壁面割合※1	屋上広告物の表示面積※2	相互間距離
第1種市街地景観区域	禁止						
第2種市街地景観区域	禁止						
第3種市街地景観区域	51m	2m	2/3	300㎡	30%	1,200㎡	制限なし
田園・丘陵景観区域	禁止						
山地景観区域	禁止						

2 上記区域区分に上乗せする区域（これまでの禁止地域相当）

区域区分	高さ	水平突出	垂直突出	投影面積	壁面割合	屋上広告物の表示面積	相互間距離
特別規制区域	禁止						

3 盛岡市独自に上乗せする区域（景観形成重点地域等）

区域区分	高さ	水平突出	垂直突出	投影面積	壁面割合	屋上広告物の表示面積	相互間距離
歴史的景観保全区域	禁止						
河川・眺望景観保全区域	眺望及び仰角の高さ制限を上乗せ（資料6）						
屋外広告物景観形成地区	地区毎に基準を上乗せ						

※1 同一壁面に設置されている広告板及びそで看板の合計表示面積（自家用、案内誘導、一般全ての合計）の壁面積に対する割合の基準（屋上広告物は除く）である。

※2 一つの建築物あたりの屋上広告物の合計表示面積（自家用、案内誘導、一般全ての合計）である。

【現行】

区域区分	広告板				そで看板		
	高さ	面積	壁面	相互間距離	高さ	面積	水平突出
禁止地域	なし	30㎡	50%	合計表示面積の1/20	車道4.5m以上	20㎡	2m
許可地域					歩道2.5m以上		
区域区分	屋上広告物						
	高さ		面積	壁面	垂直突出		
禁止地域	48m		制限なし	制限なし	20m以下 設置位置までの2/3以下		
許可地域	(商業地域51m)						

資料 4

簡易広告物許可基準について

(1) はり紙

【改正案】

【現行】

種類	面積	相互間	案内誘導		面積	相互間距離	案内誘導	
			距離	個数			距離	個数
はり紙	2㎡	同一内容で 1㎡以下2㎡以上 1㎡超3㎡以上	10km	6個 ※1	2㎡	同一内容で 1㎡以下2㎡以上 1㎡超3㎡以上	制限 なし	4個 ※2

(2) はり札

【改正案】

【現行】

種類	面積	相互間	案内誘導		面積	相互間距離	案内誘導	
			距離	個数			距離	個数
はり札	0.2㎡	同一内容で 1m以上	10km	6個 ※1	0.2㎡	同一内容で1m以 上	制限 なし	4個 ※2

(3) 立看板

【改正案】

【現行】

種類	高さ	最大投影	その他	案内誘導		高さ	面積	その他	案内誘導	
				距離	個数				距離	個数
立看板	3m	2㎡	交差点等 から10m 容易に倒 伏しない	10km	6個 ※1	3m	2㎡	交差点等 から10m	制限 なし	4個 ※2
広告柱						3m	2㎡	交差点等 から10m	制限 なし	4個 ※2

(4) 広告旗及びのぼり

【改正案】

【現行】

種類	幅	その他	案内誘導		高さ	その他	案内誘導	
			距離	個数			距離	個数
広告幕 広告旗 のぼり	1.5m以 下	道路を横断する場 合、道路等から10m	10km	6個 ※1	幅1.5m	道路を横断する 場合、交差点等 から10m	制限 なし	4個 ※2

(5) 電柱そで看板

【改正案】

【現行】

種類	長さ	出幅	その他	案内誘導		高さ	その他	案内誘導	
				距離	個数			距離	個数
電柱そで 看板	上下の長 さは1.2 m以下	0.7m以下	交差点等 から10m 同一の電 柱に1個ま で	10km	6個 ※1	上下1.2m以下 車道4.5m以上 歩道2.5m以上	出幅0.5m 交差点等から10 m	制限 なし	4個 ※2

(6) 電柱巻付広告物

【改正案】

【現行】

種類	長さ	高さ	その他	案内誘導		高さ	その他	案内誘導	
				距離	個数			距離	個数
電柱巻付 広告物	上下の長 さは1.5 m以下	最下端の 高さは1.2 m以上	交差点等 から10m	10km	6個 ※1	上下1.5m以下 最下端1.2m以 上	交差点等から10 m	制限 なし	4個 ※2

(7) アドバールン

【改正案】

【現行】

種類	高さ	その他	案内誘導		高さ	その他	案内誘導	
			距離	個数			距離	個数
アドバ ールン	係留場所 から50m 以下	電線等に接触するお それのないこと	10km	6個 ※1	係留場所から50 m以下	電線等に接触す るおそれのない こと	制限 なし	4個 ※2

※1 個数は、第3種市街地景観区域及び第2種市街地景観区域を除く区域における、案内誘導を目的とした簡易広告物のみの合計の個数を6個以内とする。

※2 現行の個数制限は、禁止地域内は合計4個であり、禁止地域以外は制限なしである。(建植広告物、建築物利用広告物、簡易広告物の区別なし。)

集合広告物の基準の緩和について

複数の施設等を案内する広告物の場合、その施設等の数に応じて下表のとおり投影面積を緩和する。

ただし、建植広告物及び建築物利用広告物に限る。

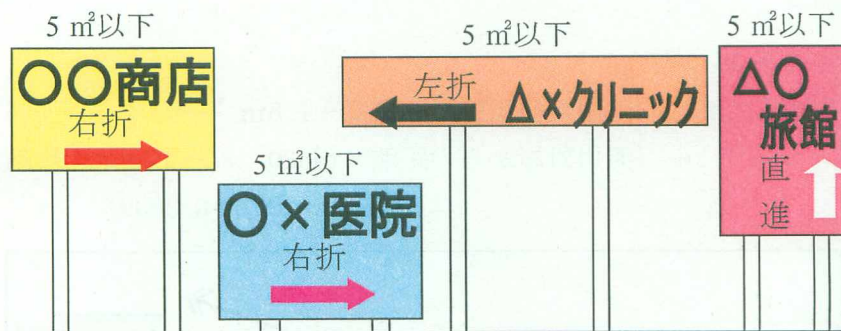
2個の施設等を対象とするもの	1.2倍
3個の施設等を対象とするもの	1.3倍
4個の施設等を対象とするもの	1.4倍
5個以上の施設等を対象とするもの	1.5倍

例) 第2種市街地景観区域の場合

単独で設置すると、投影面積の基準は5㎡であるが、

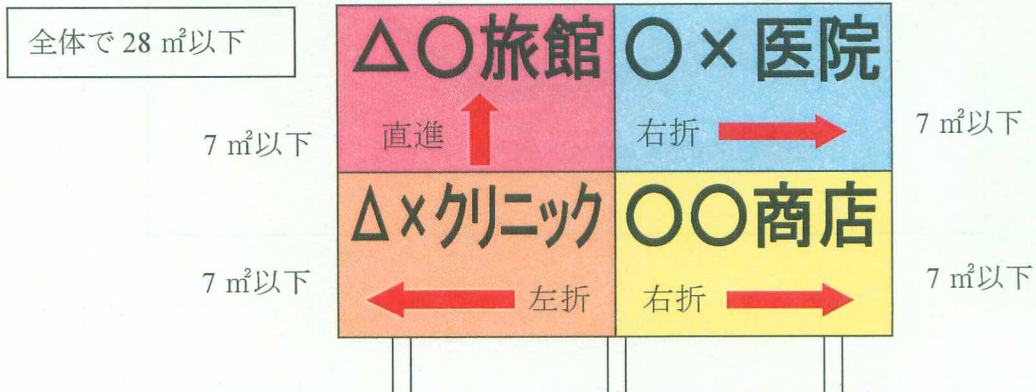
4個の施設等の案内を集合化すると、 $5\text{㎡} \times 1.4 = 7\text{㎡}$ まで設置が可能

【集合化前】



規格がばらばらで、右折や左折の案内もばらばらに設置されているため、乱雑でわかりにくい案内となっている。

【集合化後】



規格が統一され、右折や左折の案内も整理され、すっきりとした効果的な案内となる。

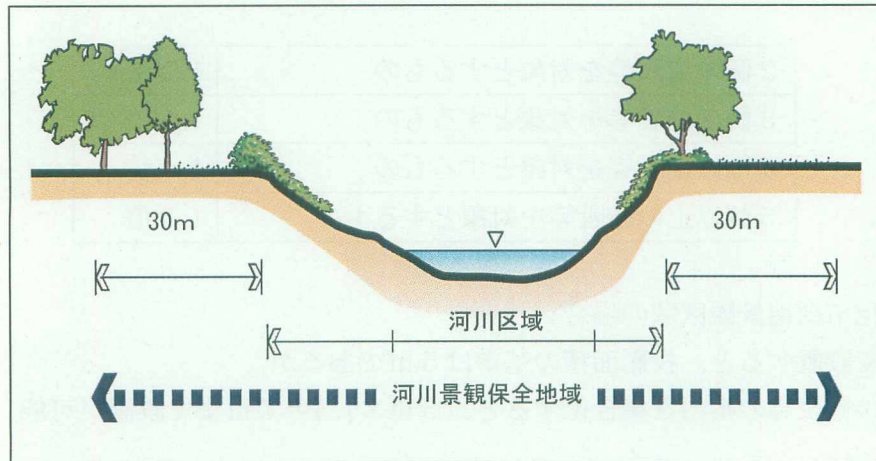
資料6

河川・眺望景観保全区域の高さ基準について

(1) 市景観計画における河川景観保全地域

ア 区域

河川区域から30mの範囲川

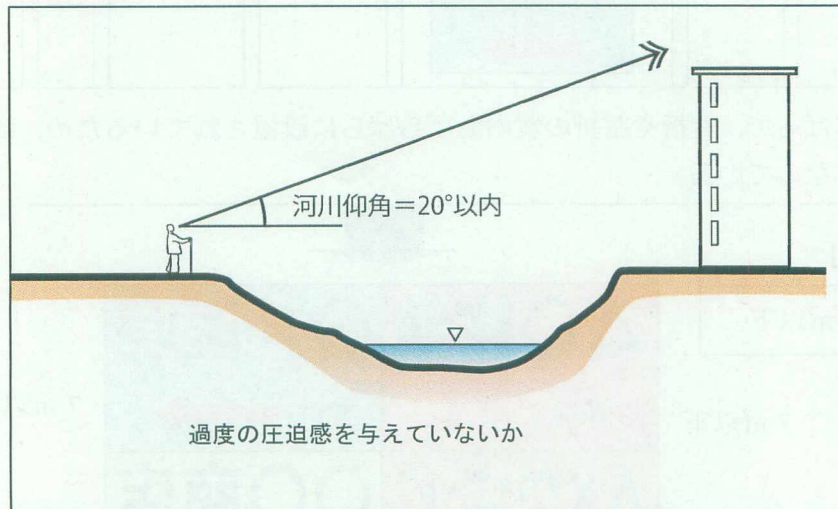


イ 高さの基準

広告物等の高さの上限=河川対岸の標高+1.5m

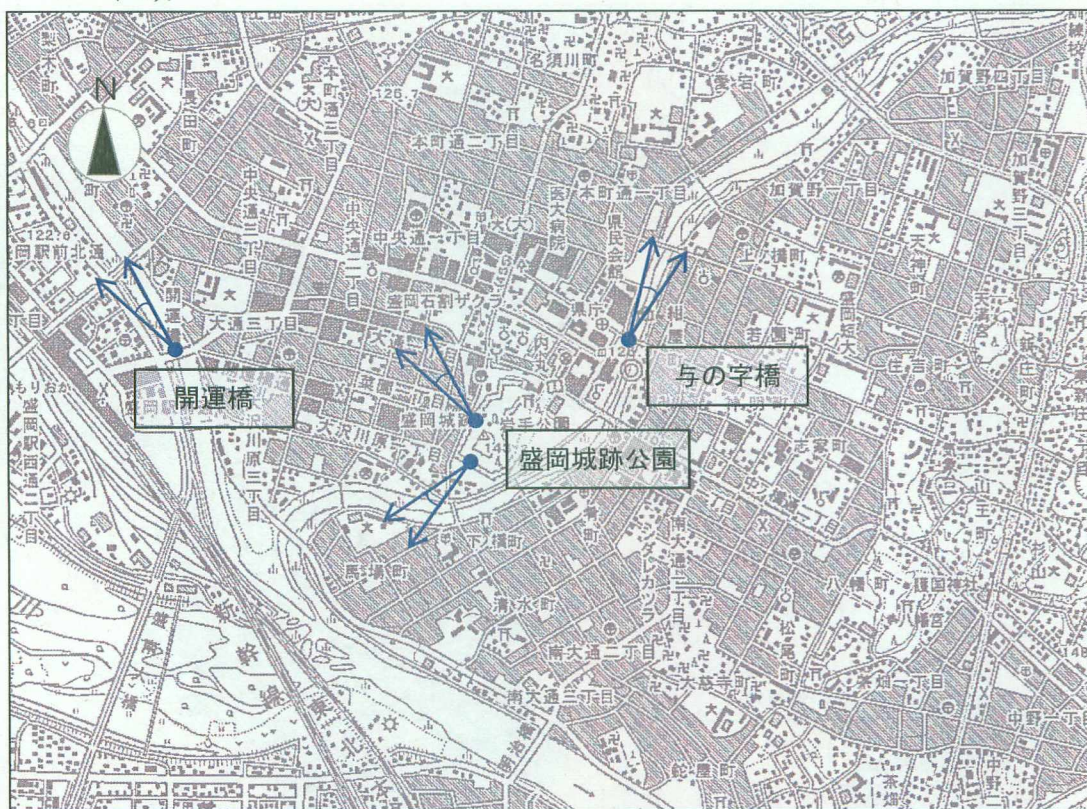
$$+ (\text{河川対岸からの距離} \times \tan 20^\circ) - \text{計画地の地盤標高}$$

($\tan 20^\circ = 0.3639$)



(2) 市景観計画における眺望景観保全地域

ア 区域



イ 高さの基準

ア) 盛岡城跡公園から岩手山眺望

$$\begin{aligned} \text{広告物等の高さの上限} &= \text{視点場の標高 (138.6m)} + 1.5\text{m} \\ &+ (\text{視点場からの距離} \times \tan 1^\circ 53') - \text{計画地の地盤標高} \\ &(\tan 1^\circ 53' = 0.0330) \end{aligned}$$

イ) 盛岡城跡公園から南昌山眺望

$$\begin{aligned} \text{広告物等の高さの上限} &= \text{視点場の標高 (136.9m)} + 1.5\text{m} \\ &+ (\text{視点場からの距離} \times \tan 1^\circ 48') - \text{計画地の地盤標高} \\ &(\tan 1^\circ 48' = 0.0315) \end{aligned}$$

ウ) 開運橋から岩手山眺望

$$\begin{aligned} \text{広告物等の高さの上限} &= \text{視点場の標高 (125.6m)} + 1.5\text{m} \\ &+ (\text{視点場からの距離} \times \tan 2^\circ 8') - \text{計画地の地盤標高} \\ &(\tan 2^\circ 8' = 0.0372) \end{aligned}$$

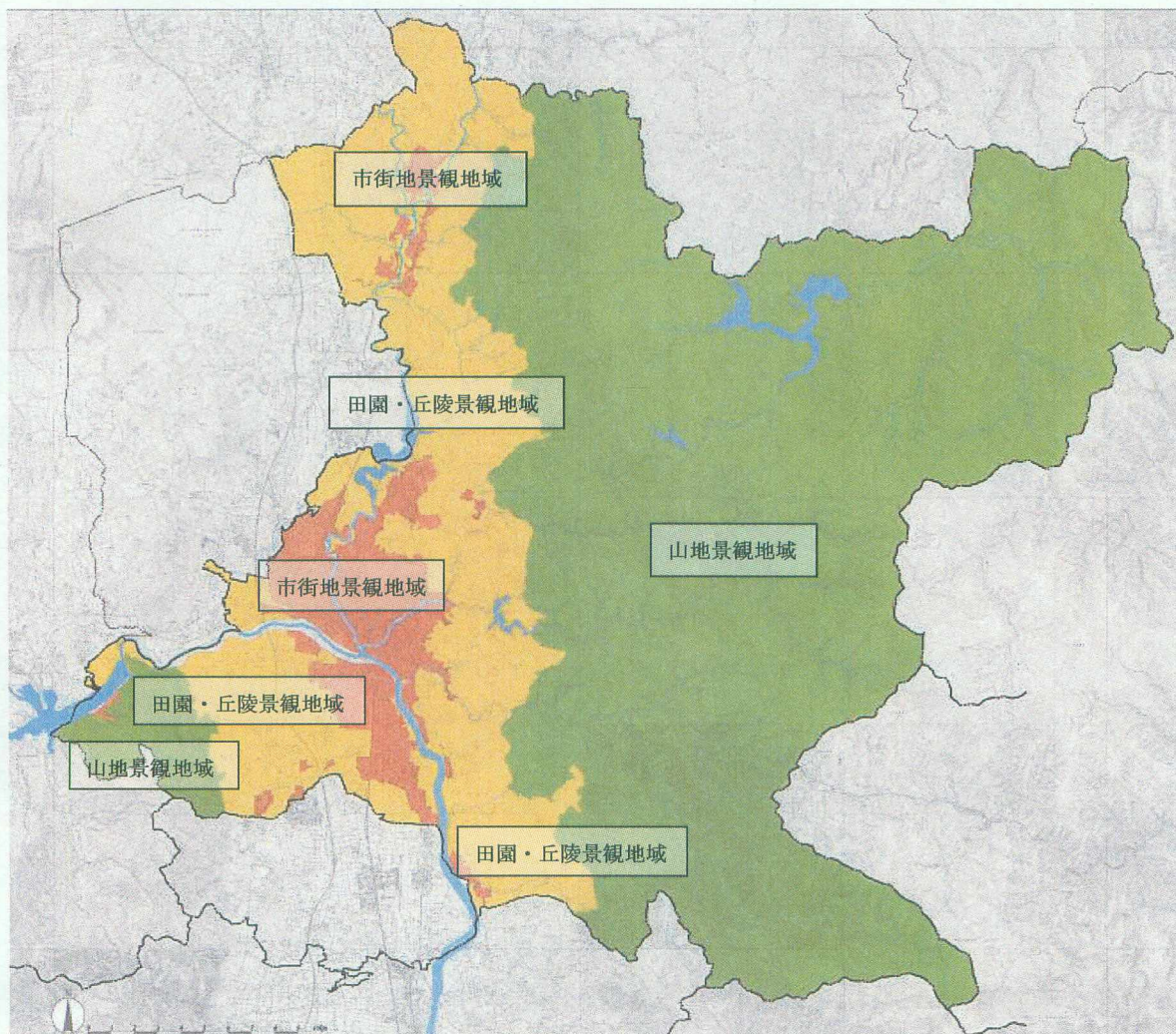
エ) 与の字橋から愛宕山眺望

$$\begin{aligned} \text{広告物等の高さの上限} &= \text{視点場の標高 (127.6m)} + 1.5\text{m} \\ &+ (\text{視点場からの距離} \times \tan 2^\circ 7') - \text{計画地の地盤標高} \\ &(\tan 2^\circ 7' = 0.0371) \end{aligned}$$

参考資料

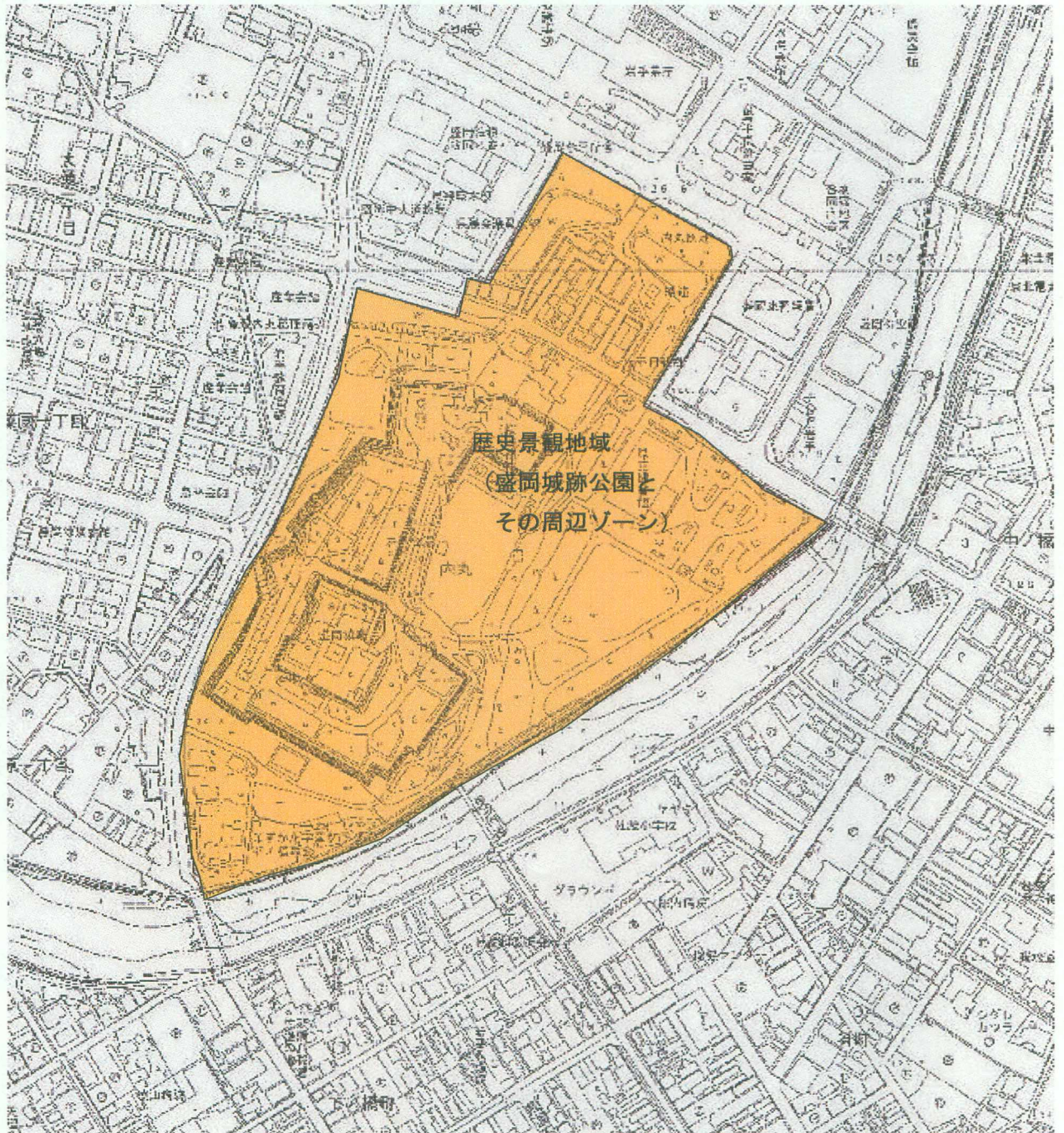
市景観計画 区域図

1 景観形成地域

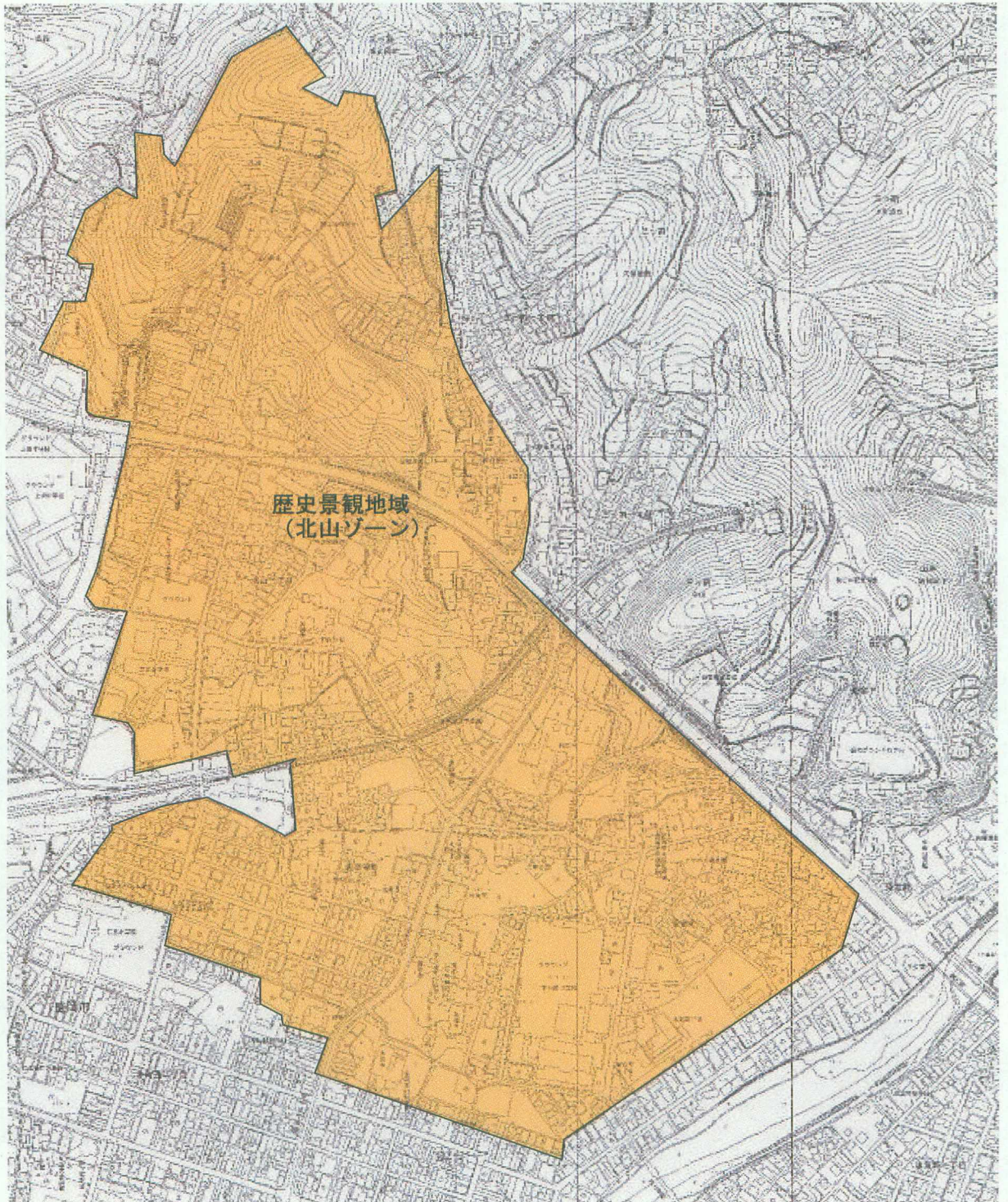


2 景観形成重点地域の歴史景観地域

(1) 盛岡城跡公園とその周辺ゾーン



(2) 北山ゾーン



(3) 河南ゾーン

